（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
1　現状 ⑴　地域の災害リスク 　津市商工会は、津市のうち市町村合併前の旧７町村商工会が合併し一つの商工会を結成しており、芸濃地域、美里地域、安濃地域、香良洲地域、白山地域及び美杉地域の各地域を管内として多くの会員事業所が立地している。 　管内北部の芸濃、安濃地域においては錫杖湖をダム湖とする安濃ダムを抱える２級河川「安濃川」が両地区の中央を流れている。 　西部の美里地域は山間部分が多く、南部は平野部分が多い一志地域と、中山間地域に当たる白山地域、美杉地域に分かれ、３地区とも美杉地域にある君ケ野ダムが注ぎ込む１級河川の「雲出川」及びその支流が流れており東部に位置する香良洲地域が河口となり伊勢湾に注いでいる。香良洲地域は「雲出川」と「雲出古川」との間にあり正三角形に近い形をした「三角州」である。 　海から山まで広範囲に亘る津市商工会の管内は、台風や大雨による土砂災害の被害、また今後予想される「南海トラフ地震」での揺れ、液状化、及び津内により、相当の被害が懸念されている。 ⑵　津市が作成する各ハザードマップによる被害想定 ア　地震防災マップ 　津市は、三重県が平成２６年３月に公表した三重県地震被害想定結果をもとに、理論上最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合を想定した地震防災マップを作成している。 　津市商工会管内においては、香良洲地域、安濃地域及び美里地域では、最大震度７の揺れと、美杉地区を除く６地区では液状化の危険度が極めて高いと予想されている。建物全壊棟数は「揺れ」の原因が大半を予想し、海岸線に位置する香良洲地区においては「津波」を原因とする全壊が、非常に高い予想となっている。 　また、伊勢湾沿岸地域である香良洲地域に影響があり、地震等による津波が２ｍ未満で約５０％、５ｍ未満では全地域に浸水被害が予想されている。

設定項目		津市全域	白山地区	一志地区	香良洲地区	美杉地区	安濃地区	芸濃地区	美里地区
最大震度		7	6強	6強	7	6強	7	6強	7
液状化危険度		極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い
建物被害全壊棟数	揺れ（棟）	23,949	899	1,251	1,260	152	774	391	226
	液状化（棟）	741	2	5	47	1	4	1	0
	土砂災害（棟）	177	22	12	0	55	7	8	17
	津波（棟）	6,934	0	0	527	0	0	0	0
	計	31,801	923	1,267	1,835	208	786	400	243
火災被害	総出火件数（件）	62	2	3	2	1	2	1	0
	消失棟数（棟）	5,378	59	157	129	1	61	37	7
人的被害	死者数（人）	2,118	38	52	152	12	33	14	10
	負傷者数（人）	10,720	452	553	401	174	373	244	127
	重傷者数（人）	2,620	81	115	139	16	70	33	20
	要救助者数（人）	1,430	0	0	2	0	0	0	0
	避難者数（人）	103,557	1,105	2,064	4,835	167	1,199	456	288
ライフライン支障	上水道（断水人口）	279,500	10,481	14,986	4,885	3,455	10,761	8,508	3,543
	下水道（支障人口）	32,895	96	244	446	0	147	1,449	411
	電力（停電軒数）	120,308	8,310	7,146	2,719	5,322	6,849	3,382	2,993
	通信（不通回線数）	78,679	2,626	3,976	1,216	1,581	3,082	2,623	1,113
	ガス（支障戸数）	40,737	292	305	118	128	358	157	91

イ　洪水ハザードマップ

　津市の洪水ハザードマップによると、「安濃川」が流れる安濃地区では河川の氾濫により堤防が決壊した時に、２ｍ未満の浸水においては田園地域が大半を占める。しかし、２ｍを超えた場合、一部の住居、公共施設及び事業所等に影響を及ぼすことが予想される。

雲出川の支流である波瀬川が流れる一志地区の高岡地域では、０．５ｍ未満の洪水浸水深でも影響の可能性があり、２～５ｍ未満では田尻地域、日置地域、庄村地域に被害が予想される。

香良洲地区においては三角州であるため海抜２ｍ未満地域がほとんどであり、１～２ｍ未満の洪水浸水深で海岸沿いが、２～５ｍ未満の洪水浸水深で地区全体が被害となると予想されている。

ウ　土砂災害：ハザードマップ

商工会管内では津市による土砂災害ハザードマップによると山間部である白山・美杉・美里地区のみが作成されている。いずれも山沿いの道路脇を切り開いた場所に住宅等を建設している場合が多く、急傾斜地のため土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多い。また、少し離れた場所でも土石流による警戒区域も多数あり、美杉地区に至っては殆どが土砂災害（特別）警戒区域となっている。

2　商工業者の状況（平成３１年４月１日）

・商工業者等数　　１，５６６人

・小規模事業者数　１，３８７人

【内訳】

業　種	商工業者数	小規模事業者数	備　考
建設業	３８１	３７３	
製造業	２２２	１６２	
卸売業	５５	３７	
小売業	３１７	２７６	
飲食業	１０２	１００	
サービス業	４２１	３７６	
その他	６８	６３	
計	１，５６６	１，３８７	

3　これまでの取組

⑴　津市の取組（主なもの）

ア　防災に係る計画の策定

（ア）津市地域防災計画

津市は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４０条の規定に基づき、津市の地域における災害の予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項を定めた津市地域防災計画を策定している。

当該計画は、防災訓練の実施による対策の見直しや関係機関の対応状況、他地域における災害発生の状況等を踏まえ、より実践的なものとなるよう毎年見直しを行っている。

（イ）津市業務継続計画

津市は、南海トラフ巨大地震をはじめとする地震災害や、集中豪雨による水害等、危惧される大規模災害に対し、非常時優先業務をあらかじめ特定するとともに、人や物などの必要な資源の確保、資源制約下でいかに非常時優先業務を行っていくかを定めた津市業務継続計画を平成３０年３月に策定している。

（ウ）津市災害時受援計画

津市は、大規模災害時において、あらかじめ応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことにより、外部からの応援を円滑に受入れ、その資源を最大

限活用して、早期復旧を図ることを目的に、平成３１年３月に津市災害時受援計画を策定している。

イ　防災訓練の実施

津市は、地震や大型台風といった大規模災害を想定し、陸上自衛隊、三重県等関係機関との連携のもと、津市総合防災訓練及び津市災害対策図上訓練を実施している。

また、津市では自主防災組織等の地域住民が実施する訓練に助言や講師派遣等の支援を行っている。

ウ　防災備品の備蓄

津市は、災害時における「自助」「共助」「公助」の考え方のもと、自分自身の命は自分自身で守るという「自助」の取組のひとつとして、食料、飲料水、簡易トイレ、常備薬等の備蓄を行うことを、市民に対し啓発をしている。

また、津市は、地方自治体等公的機関の支援である「公助」の取組のひとつとして、食料や飲料水など生活物資の備蓄や資機材の整備を実施している。

⑵　津市商工会の取組

・事業者ＢＣＰに関する国の施策の周知
・防災備蓄用パンの斡旋販売
・津市が実施する防災訓練への参加及び協力
・損保会社等と連携した損害保険への加入促進

連携先名称（最寄りの支社等）	所　在　地	連　絡　先
三重県中小企業共済協同組合	津市栄町1丁目891番地	０５９－２２８－７１２８
東京海上日動㈱三重支店津支社	津市東丸之内33番地1	０５９－２２４－０２２１
あいおいニッセイ同和損害保険㈱ 三重支店津支社	津市羽所町388番地	０５９－２２８－５１２３
三井住友海上火災保険㈱ 三重支店三重支社	津市中央１番地1	０５９－２２７－１２７４

４　津市商工会における課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

５　目　標

⑴　商工会管内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

⑵　発災時における連絡体制を円滑に行うため、津市商工会と津市との間における被害情報の共有、報告ルートを構築する。

⑶　発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

６　その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
1　事業継続力強化支援事業の実施期間 令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで 2　事業継続力強化支援事業の内容 津市商工会と津市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。 ⑴　事前の対策 発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。 ア　小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・　巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。 ・　会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。 ・　小規模事業者に対し、事業者ＢＣＰ（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。 ・　事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 イ　津市商工会自身の事業継続計画の作成 ・当会は、令和２年１月に事業継続計画を作成（別添）。 ウ　関係団体等との連携 ・　代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」、従業員が災害等でケガをして就業不能となった場合の収入を補償する「所得補償共済」の推進及び普及ＰＲをおこなう。 ・　関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。 エ　フォローアップ ・　小規模事業者の事業者ＢＣＰ等取組状況の確認 ・　津市事業継続力強化支援計画の内容について、定期的に津市と津市商工会との間で会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。 オ　当該計画に係る訓練の実施 ・　自然災害（大規模地震や大型台風等）が発生したと仮定し、津市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。 ⑵　発災後の対策 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。 ア　応急対策の実施可否の確認 発災後２４時間以内に職員の安否報告を行う。 （ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を津市商工会と津市で共有する。） イ　応急対策の方針決定 ・　津市商工会と津市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を協議する。 豪雨等により、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。

・　職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
・　大まかな被害状況を確認し、１日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	・地区内１０％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内０．１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が発生しているものと考える。
・　本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。（被災状況により適宜判断する。）

発災後から１週間	１日に２回共有する
１週間から２週間	１日に２回共有する
２週間～２ヶ月	１日に１回共有する
１ヶ月以降	２日に１回共有する

(3)　発災時における指示命令系統・連絡体制
・　自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
・　二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
・　津市商工会と津市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
・　津市商工会と津市が共有した情報を、三重県の指定する方法にて津市商工会又は津市より三重県へ報告する。

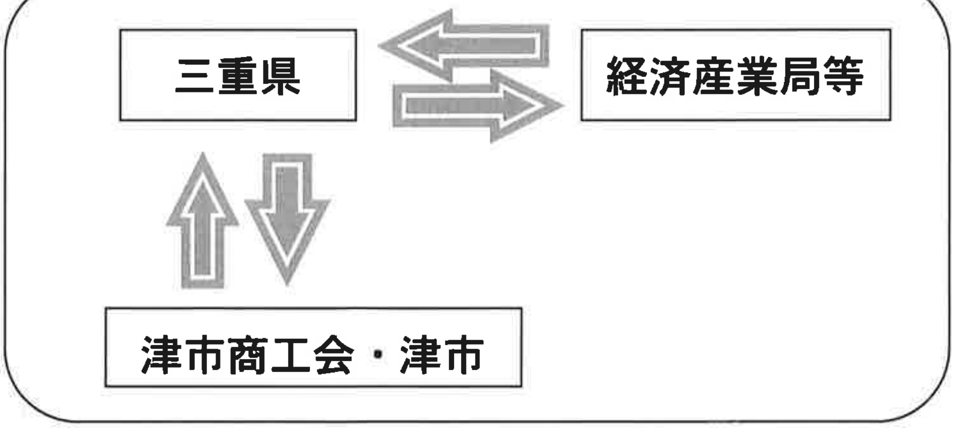

⑷　応急対策時の管内小規模事業者に対する支援

- 相談窓口の開設方法（時期、場所、内容、体制等）について、津市商工会と津市と協議のうえ決定する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、津市等の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。

⑸　管内小規模事業者に対する復興支援

- 三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する。

⑹　その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和３年７月２１日現在）

１　実施体制

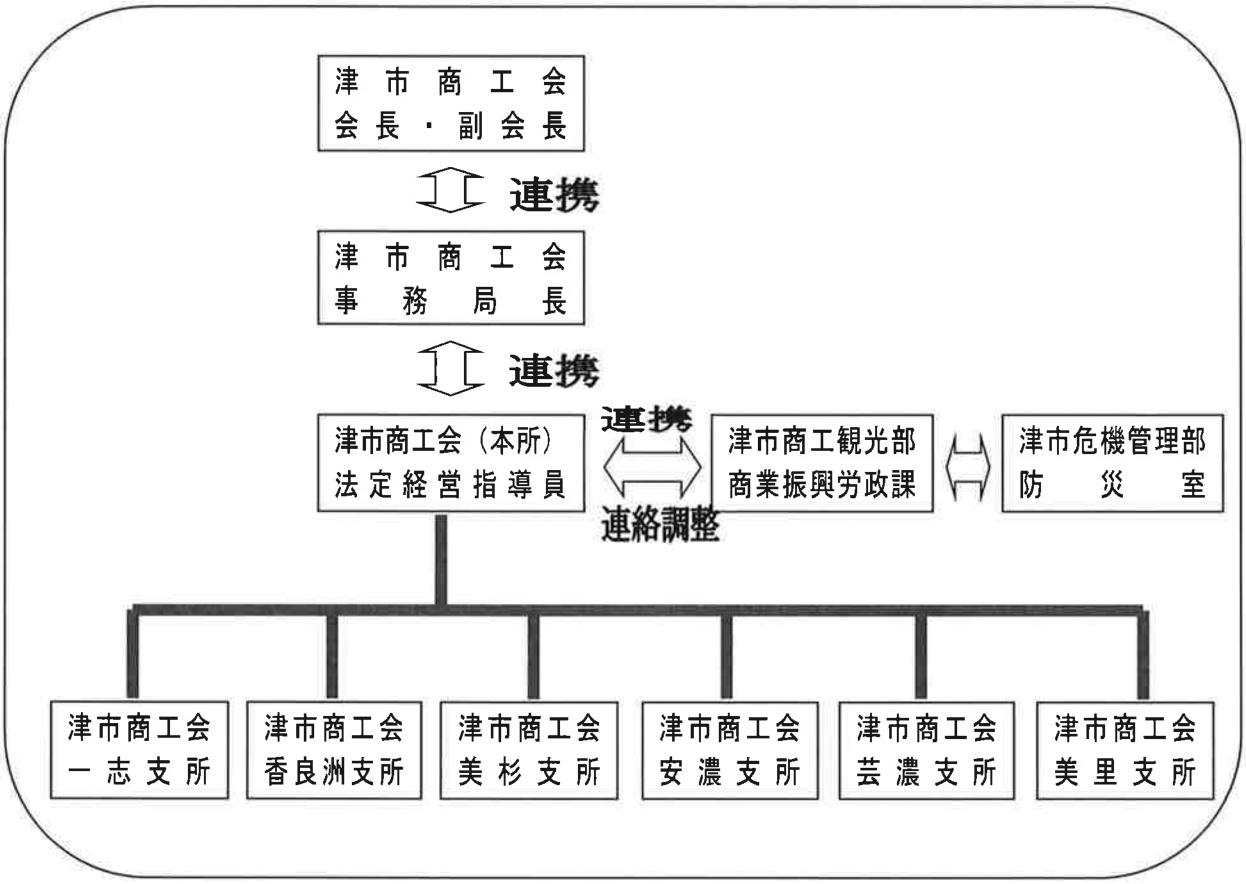

２　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

⑴　当該経営指導員の氏名、連絡先

事務局長：家城吉孝（連絡先は後述（３）ア参照）

⑵　当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

※　以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・　本計画の具体的な取組の企画や実行

・　本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

⑶　商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

ア　商工会

津市商工会　　〒５１５－３１３３　　三重県津市白山町南家城１０３４番地の３

ＴＥＬ:０５９－２６２－３２５０

ＦＡＸ:０５９－２６２－２８８７

E-mail：tsu-shokokai@zd.ztv.ne.jp

イ　関係市町村

【商工会、商工会議所を所管する代表連絡先】

津市商工観光部商業振興労政課

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

TEL： 059-229-3114 / FAX：059-229-3335

E-mail：229-3114@city.tsu.lg.jp

【企業支援に係ること】

津市ビジネスサポートセンター（経営支援課）

〒514-0131　三重県津市あのつ台4-6-1　あのつピア

TEL:059-236-3355 / FAX059-236-3356

E-mail：info@ipc.city.tsu.lg.jp

※その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
必要な資金の額	２５０	２５０	２５０	２５０	２５０
専門家派遣費	６０	６０	６０	６０	６０
協議会運営費	５	５	５	５	５
セミナー開催費	１１０	１１０	１１０	１１０	１１０
広報費	７５	７５	７５	７５	７５

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・会費収入 ・補助金 ・事業収入

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項
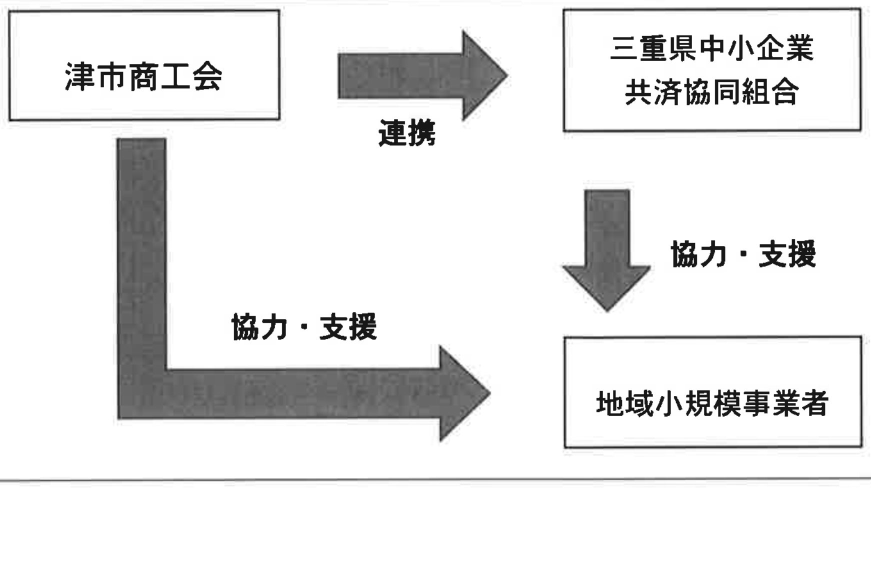
連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三重県中小企業共済協同組合　理事長　佐久間　裕之 〒514-0004 三重県津市栄町１丁目 891 番地 三重県合同ビル３階
連携して実施する事業の内容
１　事前の対策 ⑴　小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・　巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策（事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等）についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 ⑵　関係団体等との連携 ・　代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及ＰＲを行う。
連携して事業を実施する者の役割
・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等